

越監告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、産業環境部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

令和2年1月24日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

1 都市監査基準等に準拠して監査を実施

2 監査の種類
定期監査

3 監査の対象

(監査執行期間)

産業政策課 (工芸の里推進室、産業団地造成推進室含む)

令和元年10月23日(水)～25日(金)

環境政策課

10月28日(月)～30日(水)

農政課 (農地管理室、コウノトリ共生・里地里山再生室・農業委員会含む)

11月6日(水)～8日(金)

農林整備課 (鳥獣害対策室含む)

11月15日(金)～19日(火)

商業・観光振興課 (万葉菊花園・シティセールス推進室含む)

11月20日(水)～22日(金)

(監査対象期間)

平成30年10月から令和元年9月末日までの所管業務全般

商業・観光振興課については、令和元年10月末日までの所管業務全般

4 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条14項及び第15項の趣旨に即ってなされて

いるかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント③債権回収事務を監査の重点項目とした。

5 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

6 監査の結果

概ね適正に執行されていると認められた。